

■ 卸売市場法改正について

卸売市場法の改正

平成 28 年 11 月 11 日	規制改革推進会議農業 WG 提言 「特別の法制度に基づく時代遅れの法規制は廃止する」
11 月 29 日	農業競争力強化プログラム（内閣） 「法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する」
平成 30 年 3 月 6 日	通常国会に法案提出
5 月 25 日	衆議院本会議 可決
6 月 14 日	参議院農林水産委員会 附帯決議を採択
6 月 15 日	参議院本会議 可決
6 月 22 日	改正卸売市場法公布（2 年を超えない範囲で施行）
8 月 30 日	政省令案・基本方針についてパブリックコメント (平成 30 年 9 月 28 日まで)
10 月頃	政省令案・基本方針の策定 業務規程（条例等）の制定・改正
平成 32 年 6 月（予定）	改正法施行

主な改正項目

		現行法	改正法
開設者		地方公共団体に限る	属性を問わない（民間も可能）
市場の開設（国の関与）		認可	認定
卸 ^{※1} ・仲卸業者 ^{※2} の業務許可制		○	× 法に定めなし
取引ルール	差別的取扱いの禁止	○	○ 共通の取引ルール
	受託拒否の禁止	○	
	第三者販売の禁止	○	× その他の取引ルールとして開設者が定めることができる
	直荷引きの禁止	○	
	商物一致の原則	○	

現行卸売市場法 主な取引規制

引き続き法に規定される規制 (共通ルール)

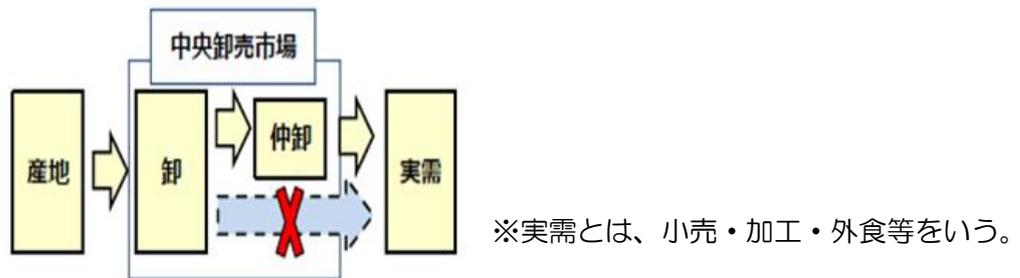
<差別的取扱い、受託拒否の禁止> (現行法第 36 条→改正法第 4 条)

- 卸売業者は、出荷者から販売の委託の申し込みがあった場合、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。
 - 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者等に対して、不当に差別的取扱いをしてはならない。
- ⇒ 不公正な取引があれば、農林水産大臣が公正取引委員会に通知 (食品流通構造改善促進法の改正)

改正法に定めのない規制 (その他ルール)

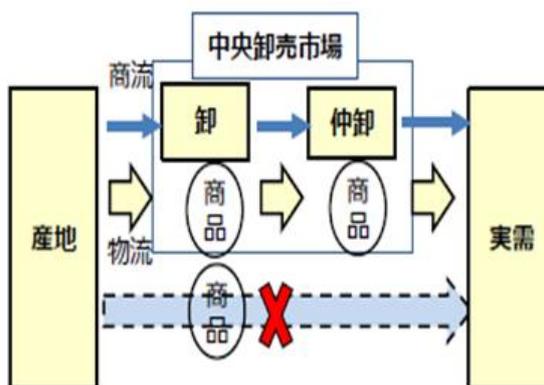
<第三者販売の禁止> (現行法第 37 条→改正法規定なし)

- 卸売業者は、仲卸業者等以外の者に対して卸売をしてはならない。



<商物一致の原則> (現行法第 39 条→改正法規定なし)

- 卸売業者は、市場内にある生鮮食料品等以外の卸売をしてはならない。



<直荷引きの禁止> (現行法第 44 条→改正法規定なし)

- 仲卸業者は、中央卸売市場の卸売業者以外の者から買い入れてはならない。

